

## 学校法人暁学園 役員の報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人暁学園（以下、「この法人」という。）の寄附行為第42条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、本俸、賞与、退職慰労金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
ただし、この法人の職員を兼務する役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬

### (常勤役員の報酬等における月額算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の月額は、職員給与規程に基づく法人事務職の本俸及びその他手当に別表Aに掲げる額を加算した額の範囲内で、理事会において決定する。

ただし、この法人の職員を兼務する役員に対する報酬等の月額は、別表Aに掲げる額のみとし、その範囲内で、理事会において決定する。

### (常勤役員の報酬等における賞与の算定方法)

第5条 常勤の役員に対する賞与は、職員給与規程第20条に基づき算定した額の範囲内で、理事会において決定する。

ただし、この法人の職員を兼務する常勤の役員に対する賞与は支給しない。

(常勤役員の退職慰労金)

第6条 常勤の役員の退職慰労金は、職員給与規程第24条に基づき算定した額と別表Aに掲げる報酬月額に常勤役員としての在任年数を乗じた額の合計額の範囲内で、理事会において決定する。

ただし、この法人の職員を兼務する常勤の役員の退職慰労金は、別表Aに掲げる報酬月額に常勤役員としての在任年数を乗じた額のみとし、その範囲内で、理事会において決定する。

2 別表Aに掲げる報酬月額を基礎とする退職慰労金を算定する場合の在任年数の計算は、令和2年4月1日より起算するものとし、年の途中で就任、退任、又は解任する場合は月割りによって計算し、月の途中で就任、退任、又は解任する場合は就業日数を基礎とした日割りによって計算する。

(非常勤役員の報酬等)

第7条 非常勤の役員に対する報酬等は、理事会等会議への出席、または、法人業務のための勤務に対して次に掲げる額を支給する。

(1) 日額 10,000円

2 非常勤の役員のうち理事長については、前項の報酬のほか、別表Aに掲げる額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合はその前営業日)

(2) 賞与 毎年 職員の支給日と同日

(3) 退職慰労金 辞任又は死亡により退職した後1ヵ月以内

2 非常勤の役員に対する報酬等は、理事会等会議への出席、または、法人業務のための勤務の都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第9条 役員が職務の執行にあたって費用を要する場合、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の就業日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表 A

身 分	報酬月額 (円)
理 事 長	300,000
常 務 理 事	150,000
理 事 (常勤)	50,000